行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、60歳位の男性、身長160㎝、斑白短髪、灰上衣、カーキ色パーカー、Ｔシャツ、黒ズボン、小豆色ズボン、現金380,862円、携帯電話、財布、印鑑、鍵、眼鏡

上記の者は、平成29年12月30日午前10時50分、旭区生江３―10―４で発見されました。死亡は同日未明、発見場所に同じ。死因は腹部大動脈瘤破裂。遺体は検視の上、小林斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所生活保護業務主管課まで申し出てください。

平成30年3月26日

大阪市　　旭区長　花田　公絵

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・推定身長・体格・人相不詳、推定年齢60歳前後位、男性、ジャンパー１枚、長袖シャツ１枚、ズボン１本、パッチ１枚、靴下１足、運動靴１足、腕時計１個、メガネ１個、巾着袋１袋、白色ナイロン袋１枚、ハンカチ１枚、煙草の空箱１箱、ライター１本、靴底１個、トラロープ１束、タオル１枚、黒紐１束を所持

上記の者は、平成29年11月13日、河内長野市河合寺423番地の５社会福祉法人聖徳園から北西へ約200ｍの路上で発見されたものであり、死亡日時は推定平成24年頃、身元不明のため火葬に付し、遺骨を安置していますので、心当たりの方は、当市保健福祉部生活福祉課まで申し出て下さい。

平成30年3月26日

大阪府　　河内長野市長　島田　智明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60～80歳位の男性、身長約170㎝、着衣はベスト、長袖シャツ、半袖肌着、長ズボン、股引、靴下、トランクス、運動靴、所持品は現金51,414円、財布、腕時計、ミサンガ、ブレスレット、ハンカチ等

上記の者は、平成30年２月１日午後４時５分頃山口市今井町４番26号西日本旅客鉄道株式会社湯田温泉駅敷地内において、一部白骨化した状態で発見されました。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管しています。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

平成30年3月26日

山口県　　山口市長　渡辺　純忠

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長164㎝～170㎝程度、推定年齢50歳代以上の男性

上記の者は、平成29年５月９日の午前７時30分頃、徳島県三好市池田町ヤマダ519番地１池田火葬場第２駐車場南側斜面にて、側溝内の落石を除去していた火葬場管理者により、白骨化した状態で発見されました。死亡時期は平成28年頃と推定され、白骨化のため死因は不明です。身元不明のため火葬に付し、遺骨を三好市納骨堂に保管しています。心当たりの方は、当市地域福祉課まで申し出てください。

平成30年3月26日

徳島県　　三好市長　黒川　征一

無縁墳墓等改葬公告

墓地使用者不明のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成30年3月26日　　伊　勢　市

1　墳墓等所在地　三重県伊勢市小俣町元町557番地

1　墳墓等の名称　市営小俣若山墓地

1　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　西中乙四郎、櫻井安男、櫻井やす、櫻井辰次郎、櫻井安太郎、櫻井ふさ、櫻井半四郎、橋爪某、倉野稔、三好喜忠、奥田捨松、奥田留吉、奥田かん、奥野耕三、小林家の墓

1　改葬を行おうとする者　三重県伊勢市岩渕１丁目７番29号　伊勢市長　鈴木　健一

公　示　送　達

草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知できないので同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付にかえてその内容を下記のとおり公告する。

なお、この使用収益停止通知は、草加市都市整備部新田駅周辺土地区画整理事務所において保管し、いつでも書類の送付を受けるべきものに交付する。

平成30年3月26日

草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業
施行者　草加市
代表者　草加市長　田中　和明

記

権利者名称　神内　太一
権利者所在　神奈川県横浜市南区永田町1842番地
通知の内容　草周第509号（使用収益停止通知）

使用または収益することを停止する土地				
町　名	字　名	地　番	地　目	登記地積（㎡）
金明町	道下	367番１	雑種地	23
金明町	道下	367番２	雑種地	66
使用または収益することを停止する日			平成30年２月23日	

公　示　送　達

草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知できないので同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付にかえてその内容を下記のとおり公告する。

なお、この使用収益停止通知は、草加市都市整備部新田駅周辺土地区画整理事務所において保管し、いつでも書類の送付を受けるべきものに交付する。

平成30年3月26日

草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業
施行者　草加市
代表者　草加市長　田中　和明

記

権利者名称　泉　　武男
権利者所在　神奈川県横浜市鶴見区東寺尾町790番地
通知の内容　草周第509号（使用収益停止通知）

使用または収益することを停止する土地				
町　名	字　名	地　番	地　目	登記地積（㎡）
金明町	道下	367番４	雑種地	19
使用または収益することを停止する日			平成30年２月23日	